

虐待防止に関する方針

コスモスフイーカ株式会社（以下「当法人」といいます。）は、利用者一人ひとりの人権と尊厳を守り、安心して生活できる環境を確保するため、虐待防止に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 基本方針

当法人は、職員による虐待および不適切なケアを決して許さず、虐待の未然防止と早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行います。

2. 虐待の定義

虐待とは、高齢者虐待防止法等に基づき、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待等をいいます。

3. 虐待防止委員会の設置

当法人は、虐待防止の推進を目的として、虐待防止委員会を設置します。

4. 委員会の役割

- ・虐待防止および不適切ケア防止に関する検討
- ・職員への研修・啓発活動の実施
- ・虐待または不適切ケア事案発生時の調査・対応・再発防止策の検討
- ・虐待の兆候を早期に発見する体制の整備
- ・利用者、家族、職員からの相談対応
- ・外部関係機関との連携

5. 虐待の兆候把握および通報体制

職員は、虐待または不適切な対応が疑われる言動や行動を発見した場合、速やかに管理者または虐待防止委員会へ報告します。

6. 虐待発生時の対応

虐待または不適切ケアが疑われる場合は、虐待防止委員会において事実確認および検討を行い、必要に応じて行政機関等と連携し、適切に対応します。

7. 職員研修

当法人は、全職員を対象に、年1回以上の虐待防止研修を実施します。また、新入職職員には基礎研修を行います。

8. 再発防止と見直し

虐待事例やヒヤリ・ハット事例について、定期的に振り返りを行い、本方針および関係マニュアルの見直しを行います。